

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年1月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500180号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500089号

第1 結論

1 請求者のA社における請求期間③から⑪までの各期間並びに⑬、⑯及び⑰の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の請求期間③から⑪までの各期間並びに⑬、⑯及び⑰の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の各請求期間における訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月11日
② 平成16年8月11日
③ 平成16年12月22日
④ 平成17年8月12日
⑤ 平成19年12月21日
⑥ 平成20年8月12日
⑦ 平成20年12月19日
⑧ 平成21年8月5日
⑨ 平成21年12月22日
⑩ 平成22年7月28日
⑪ 平成22年12月21日
⑫ 平成23年7月27日
⑬ 平成23年12月20日
⑭ 平成24年8月10日
⑮ 平成24年12月25日
⑯ 平成25年8月2日
⑰ 平成25年12月24日
⑱ 平成26年8月1日
⑲ 平成26年8月21日
⑳ 平成26年12月22日

請求期間①から⑳までの各期間について、標準賞与額の記録はないが、預金通帳の入金記録を見るとA社から賞与の支給があったことが確認できるので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間③から⑩までの各期間並びに⑬、⑯及び⑰の各期間について、請求者から提出された預金通帳、A社の同僚から提出された賞与明細書及び同僚の陳述から判断すると、請求者は、当該各期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③から⑩までの各期間並びに⑬、⑯及び⑰の各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③から⑩までの各期間並びに⑬、⑯及び⑰の各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者の当該各期間に係る届出及び保険料納付についての回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者おりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①、②、⑫、⑭、⑮、⑱、⑲及び⑳の各期間について、請求者から提出された預金通帳において、A社に係る各月の給与とは別の振込記録が確認できる。

しかしながら、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があるところ、事業主からは、請求者の請求期間①、②、⑫、⑭、⑮、⑱、⑲及び⑳の各期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額について回答が得られない上、当該各期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者記録がある者に照会を行ったが、賞与明細書を所持している者はおらず、当時の同社における賞与の支給及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、B市から提出された請求者の平成 26 年分の給与所得の源泉徴収票に記載された年間の支払金額及び社会保険料の金額は、請求者のオンライン記録等から推認される年間の支払金額及び社会保険料の金額と大きく乖離することから、当該資料により請求期間⑱、⑲及び⑳の各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を推認することは困難である上、同市の担当者は、平成 25 年以前の給与支給額及び社会保険料控除額を確認できる資料は保存年限の経過のため保管していない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間①、②、⑫、⑭、⑮、⑱、⑲及び⑳の各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②、⑫、⑭、⑮、⑱、⑲及び⑳の各期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

別表 【厚生年金特例法による訂正】

請求期間	賞与支払年月日	標準賞与額
③	平成 16 年 12 月 22 日	20 万 5,000 円
④	平成 17 年 8 月 12 日	20 万 5,000 円
⑤	平成 19 年 12 月 21 日	20 万 6,000 円
⑥	平成 20 年 8 月 12 日	15 万 5,000 円
⑦	平成 20 年 12 月 19 日	15 万 1,000 円
⑧	平成 21 年 8 月 5 日	20 万 1,000 円
⑨	平成 21 年 12 月 22 日	19 万 7,000 円
⑩	平成 22 年 7 月 28 日	19 万 7,000 円
⑪	平成 22 年 12 月 21 日	19 万 3,000 円
⑬	平成 23 年 12 月 20 日	15 万円
⑯	平成 25 年 8 月 2 日	14 万 7,000 円
⑰	平成 25 年 12 月 24 日	9 万 3,000 円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500438号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500088号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成20年3月31日は13万円、平成21年3月31日は13万5,000円に訂正することが必要である。

平成20年3月31日及び平成21年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年3月31日及び平成21年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年3月
② 平成21年3月

年金事務所からA社に勤務していた期間の賞与記録の確認を求める文書が届いた。

私が保管している賞与明細書を見ると、請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、請求期間①及び②の賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①及び②の賞与に係る明細書及び預金通帳により、請求者は、A社から請求期間①は13万円、請求期間②は13万5,000円の賞与の支払を受け、当該各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②に係る賞与支払日については、請求者から提出された預金通帳の振込日から、請求期間①は平成20年3月31日、請求期間②は平成21年3月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2500531 号
厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2500090 号

第 1 結論

本件訂正請求を却下する。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 1 日まで

A 事業所時代から B 社まで 44 年間以上一緒に働いた同僚と、互いにねんきん定期便を見比べたところ、保険料の累計額は私の方が高額であるのに、年金額は私の方が低額であることが分かった。

それについて、年金事務所に相談し自分なりに調べたところ、C 共済組合法の適用を受けておらず、年金額が適正に計算されていないのではないかと思う。

D 共済組合に尋ねても日本年金機構に聞くように言われるし、日本年金機構ではきちんと説明されないので、私の年金額を C 共済組合法の適用を受けた適正なものに訂正してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険法 (以下「法」という。) は、法第 28 条の原簿 (以下「厚生年金保険原簿」という。) に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録 (被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。) が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思量するときは、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができると規定している (法第 28 条の 2 第 1 項)。

特定厚生年金保険原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、「被保険者の種別及び基金の加入員であるか否かの区別、賞与の支払年月日、保険給付に関する事項、離婚時みなし被保険者期間並びに離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬月額、標準賞与額及び保険給付に係る事項、被扶養配偶者みなし被保険者期間並びに被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬月額、標準賞与額及び保険給付に関する事項」と規定されている (厚生年金保険法施行規則第 11 条の 2)。

請求者は、本件訂正請求において、自身の年金額の算出に当たって、A 事業所及び B 社に係る共済組合員であった期間について C 共済組合法の適用を受けていないとして、同法の適用を受けた適切な年金額に訂正することを求めているが、当該請求内容は特定厚生年金保険原簿記録に含まれておらず、請求者は訂正請求をすることができない事項について訂正を求めている。

よって、本件訂正請求は法第 28 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。